

知命堂病院指定居宅介護事業所における身体拘束等の適正化のための指針

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合は居宅部門虐待防止委員会において検討を行ったうえで、関係者を交えた担当者会議を開催したうえで実施する。

⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 情報開示

本指針は公表し利用者からの閲覧の求めには速やかに応じる。また、身体拘束を行った際は、その経緯や経過についての記録についても求めがあれば情報開示を行う。

2. 身体拘束等防止に向けた体制

(1) 虐待防止委員会の設置

身体拘束の防止に向けて居宅介護事業連絡会議内に虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

①設置目的

- (ア) 身体拘束等の防止に向けての現状把握及び改善について検討
- (イ) 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討
- (ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (エ) 身体拘束等の予防や廃止に関する職員全体への指導

②委員会の構成員

虐待防止委員会は居宅介護事業連絡会議の構成員をもって構成するが、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

3. 身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 身体拘束の開始

- ①サービス計画担当者は虐待防止委員会に（様式2）を用いて報告を行う。
- ②報告を受けた虐待防止委員会は報告のあった事案について身体拘束が妥当かつ適切か検討する
- ③「身体拘束・行動制限に関する説明書」（様式1）を以て説明を行い身体拘束について本人または家族から同意を得る。
- ④身体拘束等の内容、時間等についてケアプラン等に記載し、サービス担当者会議を開催し、利用者及び家族に対し担当者が説明を行い改めて同意を得る。
- ⑤経過観察を行い経過記録に記載する。

(イ) 身体拘束等の継続と解除

- ①サービス計画担当者は身体拘束を行っている間は毎日、利用者の状態について観察を行い、その様子を経過記録に記録する。
- ②予定日までに科身体拘束を介助できない場合は再度虐待防止委員会に報告（様式2）を行い、報告を受けた委員会は再度、身体拘束の妥当性について検討を行い、解除に向けた意見を行う。
- ③サービス計画担当者は②の虐待防止委員会意見を踏まえサービス担当者会議を開催し対応を検討する。
- ④身体拘束を解除する場合は即日、担当者より家族に身体拘束等解除について説明を行い、虐待防止委員会へも報告を行う。

(ウ) 緊急時

- ①緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、居宅介護支援事業所内で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の速やかに虐待防止委員会に報告する。
- ②家族への説明は翌日までにサービス計画担当者が行き、同意を得る。後日、文書（様式1）

にて再度説明し同意を得る。

3. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(エ) 役割分担

(虐待防止委員会)

①身体拘束の実施や方法が適切か判断する。また、適切でない事案については、代替えの方法等を提案、助言する。

②身体拘束が当初の計画で介助できない場合は解除に向けた助言を行う。

(管理者)

① 虐待防止委員会の委員を務める

② 身体拘束を実施するにあたり諸課題の統括管理を行う

③ 身体拘束の予防に向けた職員教育

(サービス計画作成担当者)

① 家族、関係事業所との連絡調整

② 本人の意向に沿った支援の確立

③ 記録の整備

(全員)

① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。

② 利用者の尊厳を理解する。

③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解

④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める

⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる

⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

4. 身体拘束等廃止・適正化の為の職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施。

② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。

③ その他必要な教育・研修の実施。

④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

附 則 この指針は、令和4年4月1日から施行する。